









- 4.前項に基づく当社の通知に対し、加入者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該加入者の判断を尊重するものとします。
- 5.前項の場合であっても、当社は第2項第4号に規定する方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を講じることができます。
- 第55条(連絡受付体制の整備について)**
- 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。
- (1)本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること
- (2)本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他連絡先を公開すること
- なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに当該加入者は十分留意するものとします。
- 2.加入者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。
- 第56条(損害賠償の免責および特約事項)**
- 当社が、第15条(本サービス提供の一時停止の特例)、第16条(当社が行う本サービス提供の制限)、第17条(当社が行う本サービス提供の停止)、第18条(当社が行う本サービス提供の休止)および第57条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。
- 3.第12条(名義変更)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。
- 3.加入者が、本サービスの利用により他者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、提携プロバイダおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負いません。
- 4.IDおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。
- 5.加入者が、第22条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第33条(加入者の維持責任)第1項、第48条(機密保持)第1項、第51条(禁止事項)、第52条(加入者の義務)、および第53条(コンテンツ)第2項に違反する行為、その他の過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。
- 6.第19条(加入者が行う加入契約の解約)および第20条(当社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が解約または解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。
- 7.当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第46条(個人情報)の規定を遵守したうえで、加入者の使用する端末機器等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
- 8.当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。
- 9.当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 10.当社は、本約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 11.別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

#### 第56条の2(注意喚起)

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

#### 第57条(本サービスの廃止)

- 当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
- 2.当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上で掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
- 3.当社は、都合により特定のサービスの種類およびプランを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条(契約事項の変更)第1項の規定に基づき、別のサービスの種類およびプランへの変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該サービスの種類およびプランを廃止する日をもって当該加入者との加入契約を解除するものとします。

- 4.当社は、前項の場合には、当該加入者に対し当該サービスの種類およびプランを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上で掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
- 5.第2項および第4項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。

#### 第58条(関連法令の遵守)

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講じます。

#### 第59条(準拠法・合意管轄)

本約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等について、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第60条(分離可能性)

本約款いすれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第61条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

#### 付則

当社は、特に必要がある場合には、本約款に特約を付することができるものとします。

2.法人向けサービスの契約については、別に定めるものとします。

3.本約款は2024年11月13日より施行します。

